岩沼市

デジタル化推進計画

「ひとが集い 輝くまち いわぬま」の実現に向けて

はじめに

近年、情報通信技術は著しい進展をとげ、全ての人とモノが IoT によってつながり、様々な知識や情報が共有されることで、これまでにない新たな価値を生み出し、課題や困難の解決につなげようとする取組が進められています。本市でも、このデジタル化の恩恵を最大限に享受できるよう、令和３年９月に岩沼市デジタル化推進計画を策定しました。

しかし、全国の自治体で急激に DX が進む中、ベンダーの人的リソース不足が深刻化し、本市においては２０基幹システムの標準化対応業務に遅延が発生するなど、推進計画の円滑な遂行が困難となっています。

この状況を踏まえ、内容を一部修正・追加し、計画期間を令和３年度から令和１０年度までの８か年計画とする改訂を行います。

令和８年３月

目次

第１章　計画の策定にあたり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第２章　情報化に関する社会環境及び国・県の動向・・・・・・3

１．社会の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（１）情報通信機器の保有状況変化・・・・・・・・・・・・・・3
（２）インターネットの利用状況・・・・・・・・・・・・・・・5
（３）インターネットの利用目的・・・・・・・・・・・・・・・6
（４）デジタル化による人間中心の社会・・・・・・・・・・・・8
（５）情報セキュリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２．国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）自治体情報システムの標準化・共通化・・・・・・・・・１２
（２）マイナンバーカードの普及促進・・・・・・・・・・・・１２
（３）自治体の行政手続のオンライン化・・・・・・・・・・・１３
（４）自治体の AI・RPA の利用促進・・・・・・・・・・・・１３
（５）テレワークの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（６）セキュリティ対策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・１４
３．県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

第３章　岩沼市におけるデジタル化に向けた基本方針・・・１７

１．デジタル化の方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２．サスティナブル（持続可能）なデジタル化の推進・・・・・・・１７

第４章　岩沼市のデジタル化への取組み・・・・・・・・・１９

１．市民サービスの利便性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（１）行政手続のオンライン化・・・・・・・・・・・・・・・１９
（２）マイナンバーカードの普及・・・・・・・・・・・・・・２１
２．新たな価値の創造・共創・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（１）自治体情報システムの標準化・共通化への対応・・・・２２
（２）行政内部事務効率化（市役所のデジタル化）の推進・・２３
（３）自治体クラウドの推進・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（４）中間標準レイアウト仕様の活用・・・・・・・・・・・２５
（５）情報セキュリティ対策の強化・・・・・・・・・・・・２６
３．全市民への恩恵享受・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（１）デジタルデバイドの解消・・・・・・・・・・・・・・・２７
（２）地域社会のデジタル化・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（３）オープンデータの取組み・・・・・・・・・・・・・・・２８
（４）防災・地域振興アプリ（ポケットサイン）の活用・・・２９

第５章　着実な推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

１．推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２．デジタル化推進計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・３１

第１章 計画の策定にあたり

１．計画の目的

岩沼市デジタル化推進計画（以下「本計画」という）は、岩沼市のデジタル化推進施策に係る具体的な取組みの掲示を目的として策定します。

本計画は、近年のICT[注1]の著しい進歩や市民等のニーズの多様化、財政状況の推移、国・県のデジタル化推進施策の進展を踏まえ、これらへの適切な対応によって、行政サービスの高度化、行政手続等の簡素化・効率化、地域課題の解決を実現していくものとします。

また、岩沼市内の官民データ[注2]の積極的な活用を推進し、行政及び民間のサービス水準の向上を促すことで、地域課題の自発的解決につなげ、市民の利便性向上、地域経済の活性化を図っていくものとします。

さらに、業務システムの標準化やクラウドサービス[注3]利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、岩沼市が抱える諸問題の解決を図るものとします。

（注1）ICT

Information and Communication Technology　の略。情報通信技術のこと。

従来から使われていたIT（Information Technology　：インフォメーション・テクノロジー）に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉

（注2）官民データ

電磁的記録によって記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものを言う。

（注3）クラウドサービス

ネットワークを経由して、サーバやアプリケーションなどのコンピューター資源をサービスとして提供を受ける形態のこと。

２．計画の位置付け

本計画は、「岩沼市総合計画」等の上位計画と整合を図りながら、デジタル手続法（令和元年５月３１日公布）、総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」（令和２年１２月２５日策定）を踏まえ、情報化分野における具体的な取組みを示すものとします。

また、官民データ活用推進基本法（平成２８年１２月１４日公布・施行）第９条第３項[注4]、世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成２９年５月３０日閣議決定）及び世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成３０年６月１５日閣議決定）に基づき、官民データ活用の推進施策を策定する基本的な計画として位置付けます。

（注4）官民データ活用推進基本法第９条第３項

市町村（特別区を含む。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める。

上位計画である「岩沼市総合計画」に基づく情報化施策の位置付けは次のとおりです。

項目	内容
「第１編第１章３」デジタル技術革新の急激な進展	
人口減少・少子高齢化が進む中、より良い社会環境を形成するため、産業、観光、交通分野など、あらゆる分野において、データとデジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデル、生活の在り方そのものを変革するデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が求められています。	限られた経営資源の中で、 AI（人工知能）[注5]・ロボティクス[注6]による自動処理技術の活用や、多方面で蓄積されたビッグデータ[注7]の分析を行うなど、DX を通じて業務の生産性の向上を図るとともに、職員は職員でなければできない業務に特化することで、行政サービス全体の付加価値の向上を図ります。
国では、デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉であるとして、「心ゆたかな暮らし」（Well-Being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）を実現する「デジタル田園都市国家構想[注8]」を政策の重要な柱の１つとしています。	自治体情報システムの標準化/共通化を通じたデジタル化の推進や EBPM[注9]等により、行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により、新たな価値の創出と市民にとってより利便性の高い行政サービスの提供を進め、持続的で、誰もがいきいきと心ゆたかに快適に暮らせるまちづくりを目指します。

（注５）AI
Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。
（注６）ロボティクス
もともとはロボット工学のことであるが、ここではコンピューター制御を基に自律的に動くことができるロボットをいう。
（注７）ビッグデータ
一般的なデータ管理ソフトウェアでは、取り扱いが困難なほど膨大な量のデータを指す。近年、ビッグデータを活用し、異変の察知や近未来予測等を行うことで、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新たな産業の創出等につなげる取組みが進められている。
（注８）デジタル田園都市国家構想
デジタルを活用することで、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す国家構想（2021 年）。その後「新しい地方経済・生活環境創生（2024 年）」、更には「地域未来戦略（2025 年）」へと刷新されている。
（注９）EBPM
Evidence Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。

３．計画の期間

本計画の対象期間は、令和３年度（2021 年度）から令和１０年度（2028 年度）までの８か年間とし、国及び県の施策や進展著しいデジタル技術の動向に応じ、適宜見直すこととします。

第２章 情報化に関する社会環境及び国・県の動向

１．社会の動向

我が国は、諸外国に先んじて人口減少・少子高齢化が進んでおり、それに伴う生産年齢人口の減少、都市部への人口集中に加え、インフラの老朽化や気候変動による自然災害の増加、大型地震の発生など、近年様々な課題が顕在化し、まさに課題先進国ともいえる状況にあります。

一方で、現在は、令和２年（2020 年）から本格的にサービスが開始された５Ｇ[注10]技術に代表される ICT の進展にあわせ、キャッシュレス、多言語音声翻訳、顔認証等の新たな技術の導入・利活用を通じ、雇用や生活の質、労働生産性の向上を積極的に進めることで、日本社会全体を変革する好機ともいわれています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、私たちの生活様式は一変し、新たな生活様式への移行が求められました。企業ではテレワーク[注11]の導入、教育分野における遠隔授業、医療分野における遠隔医療の要件緩和など、人との接触を前提としない、新たな生活様式への取組みが一気に拡大しており、ICT が社会課題解決に果たすべき役割は、ますます大きなものとなっています。

（注 10）５Ｇ

第５世代移動通信システム。１～４Ｇに続く、携帯電話などに用いられる高速データ通信を実現する移動体通信の規格のこと。

（注 11）テレワーク

ICT を活用することによる、場所や時間にとらわれない働き方のこと。「Tele（ = 離れた所)」と「work = 働く」を組み合わせた言葉。

（１）情報通信機器の保有状況変化

令和元年（2019 年）における世帯の情報通信機器の保有状況（図表１）をみると、「モバイル端末全体」が 96.1 パーセントとなっており、そのうちスマートフォンが占める割合は 83.4 パーセントと初めて８割を超えました。一方で、世帯でのパソコンの保有率は年々減少しており、平成２１年（2009 年）に 87.2 パーセントであったものが令和元年（2019 年）には 69.1 パーセントと 18.1 ポイント減となりました。

また、令和元年（2019 年）における個人のモバイル端末の保有状況（図表２）を見ると、「スマートフォン」の保有者の割合が 67.6 パーセントとなっており、「携帯電話・PHS」（24.1 パーセント）よりも 43.5 ポイント高くなっています。

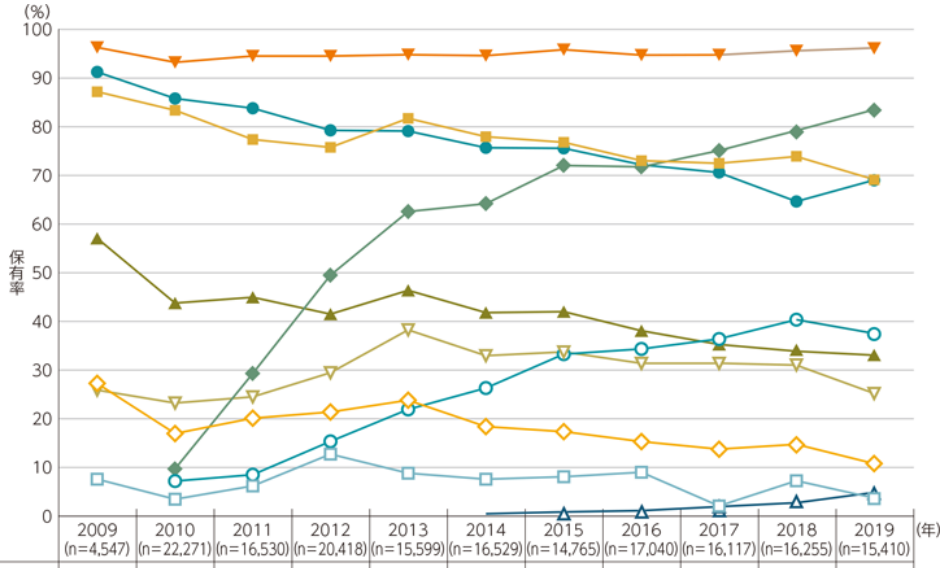

	2009 (n=4,547)	2010 (n=22,271)	2011 (n=16,530)	2012 (n=20,418)	2013 (n=15,599)	2014 (n=16,529)	2015 (n=14,765)	2016 (n=17,040)	2017 (n=16,117)	2018 (n=16,255)	2019 (n=15,410)
固定電話	91.2	85.8	83.8	79.3	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0
FAX	57.1	43.8	45.0	41.5	46.4	41.8	42.0	38.1	35.3	34.0	33.1
モバイル端末全体	96.3	93.2	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1
スマートフォン	–	9.7	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4
パソコン	87.2	83.4	77.4	75.8	81.7	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1
タブレット型端末	–	7.2	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4
ウェアラブル端末	–	–	–	–	–	0.5	0.9	1.1	1.9	2.5	4.7
インターネットに接続できる家庭用テレビゲーム機	25.9	23.3	24.5	29.5	38.3	33.0	33.7	31.4	31.4	30.9	25.2
インターネットに接続できる携帯型音楽プレイヤー	27.3	17.0	20.1	21.4	23.8	18.4	17.3	15.3	13.8	14.2	10.8
その他インターネットに接続できる家電（スマート家電）等	7.6	3.5	6.2	12.7	8.8	7.6	8.1	9.0	2.1	6.9	3.6

図表１/情報通信機器の世帯保有率の推移（出典：総務省「令和２年版情報通信白書」）

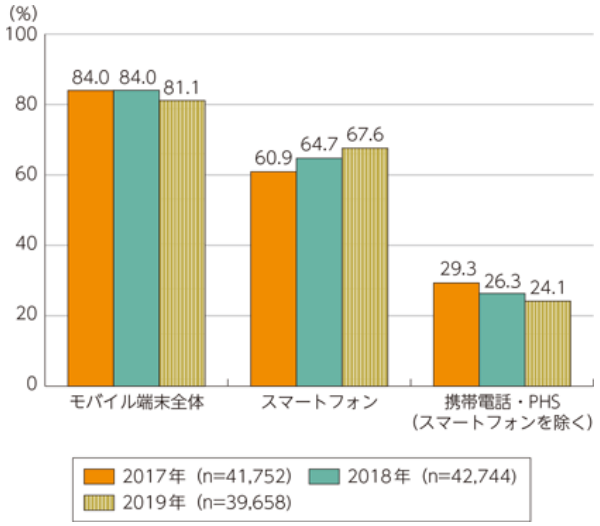

図表２/個人のモバイル端末保有状況（出典：総務省「令和２年版情報通信白書」）

（２）インターネットの利用状況

総務省「令和２年情報通信白書」によると、令和元年（2019 年）の個人のインターネット利用率は 89.8 パーセント（図表３）であり、端末別のインターネット利用率をみると、スマートフォンが 63.3 パーセントと、パソコンの 50.4 パーセントより 12.9 ポイント高くなっています。（図表４）

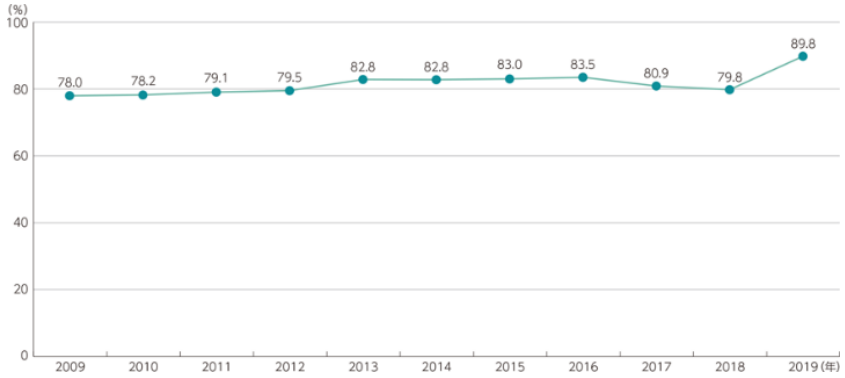

図表３/インターネット利用状況（出典：総務省「令和２年版情報通信白書」）

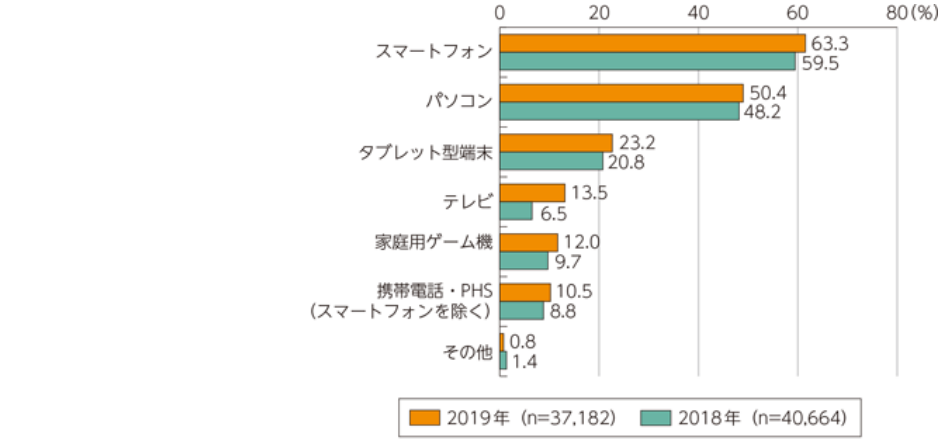

図表４/インターネット利用端末の種類（出典：総務省「令和２年版情報通信白書」）

令和元年（2019 年）における個人の年齢階層別インターネット利用率は、13 歳から 69 歳までの各階層で９割を超え、70 歳～79 歳では 74.2 パーセント、80 歳以上でも 57.5 パーセントとなっています。また、所得世帯年収別を見ると 400 万円以上の各階層で 90 パーセントを超える利用率となっているものの 200 万円未満の世帯では 80.7 パーセントとなっています。（図表５）

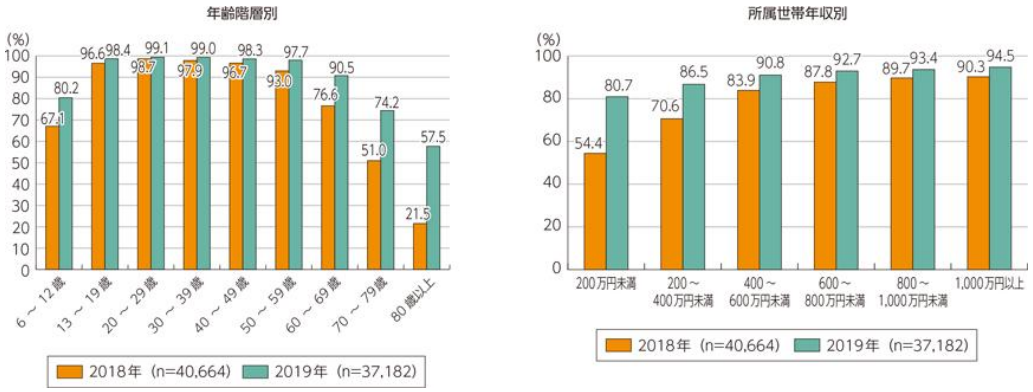

図表５/属性別インターネット利用率（出典：総務省「令和２年版情報通信白書」）

スマートフォン、タブレット端末の普及が進み、いつでも、誰でも、場所を選ばずにインターネットへ接続できるようなっています。

今後、５Ｇの普及に伴い、「超高速」「多数同時接続」「超低遅延」という５Ｇならではの特徴を活かし、あらゆるモノ・ヒト等をつなげ、社会課題の解決につながる新たな付加価値の創造が期待されます。

（３）インターネットの利用目的

総務省「令和２年版情報通信白書」によると、インターネットの利用目的については、電子メールの送受信が各年齢階層で高い傾向となっている一方で、「動画投稿・共有サイトの利用」や「オンラインゲームの利用」では各年齢階層によって大きな乖離が見られます（図表６）。また、「ソーシャルネットワーキングサービス[注12]の利用」については、全ての年齢階層で利用率が上昇しています（図表７）。

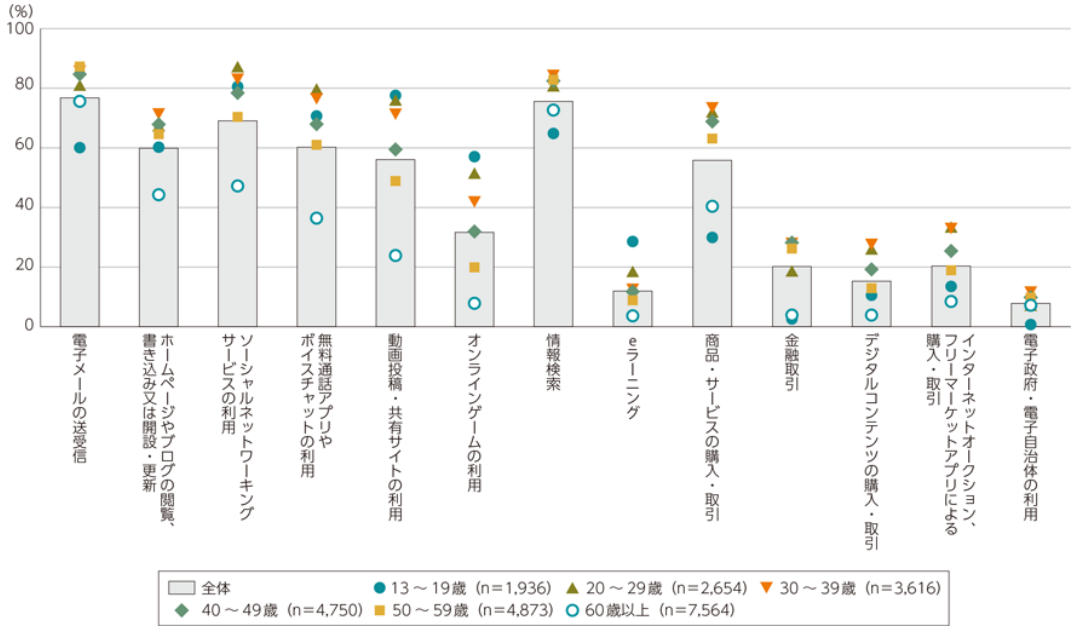

図表６/年齢階層別インターネット利用の目的・用途（出典：令和２年版情報通信白書）

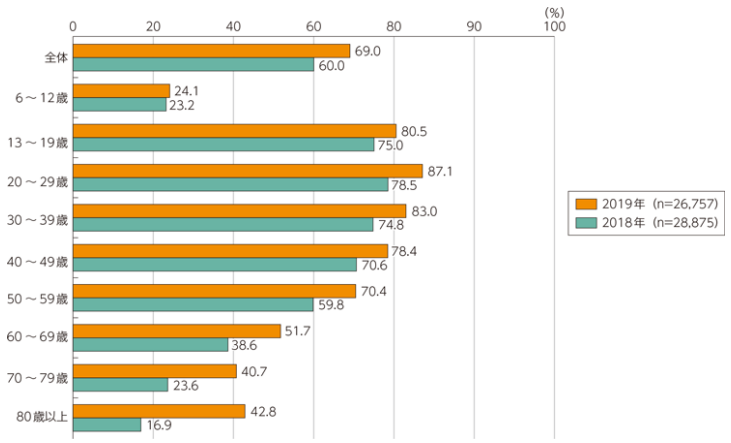

図表７/年齢階層別ソーシャルネットワーキングサービスの利用状況（出典：令和２年版情報通信白書）

（注 12）ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）

Facebook や Line など、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。SNS と略して表記されることが多い。

（４）デジタル化による人間中心の社会

我が国では、少子高齢化をはじめ、エネルギー、環境、都市の過密化と地方の過疎など解決すべき課題は山積しています。特に地方においては、都市部と比較して人口減少や高齢化がより深刻な状況にあり、その結果、地域経済の担い手が不足し、住民の生活を支えるサービスの維持が困難となるなど、様々な課題を抱えています。

近年、ICT はより進化し、インターネット利用の増大と IoT [注13] の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながり、大量のデジタルデータの生成、収集蓄積が進みつつあります。

それらビッグデータを AI により分析し、業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械制御などに活用することで、社会的課題を解決し、新たな価値創造につなげることができると期待されています。

内閣府の第５期科学技術基本計画においては、我が国が目指すべき未来社会の姿として、「Society5.0」を提唱しています。

Society5.0 は、これまでの狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会 （Society4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」とされています。

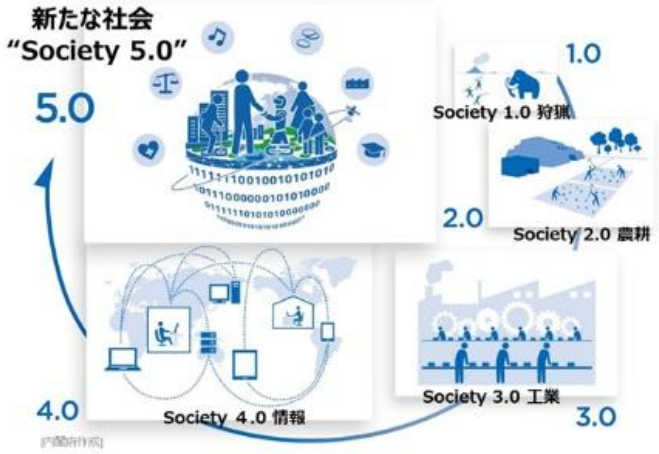

情報社会（Society4.0）では、 社会の情報共有が不十分であったため、分野横断的な連携ができなかったという問題がありました。人の行動には限界があり、膨大な情報の中から必要な情報を見つけて分析することが難しかったり、年齢や障害などにより労働や行動範囲に制約があったりしました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対し、十分な対応が困難でした。

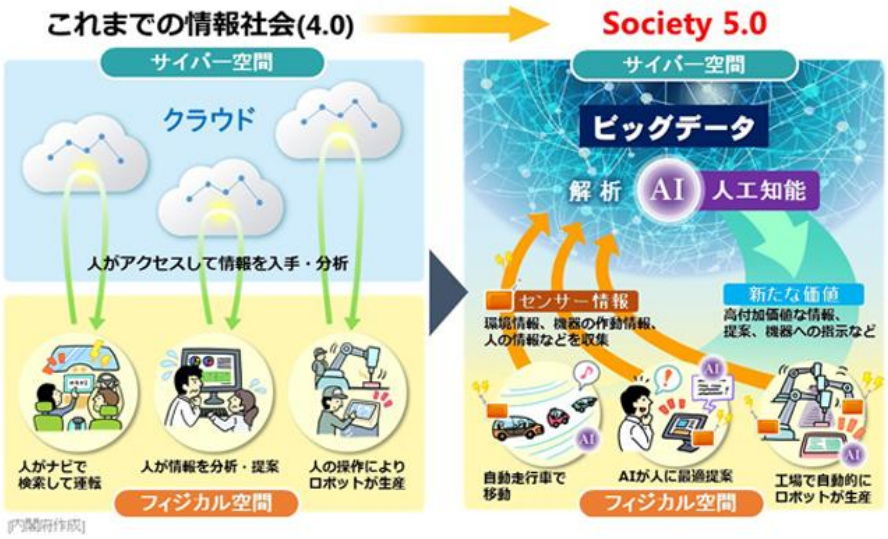

Society5.0 で実現する社会は、IoT で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、AI により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。すなわちデジタル・トランスフォーメーションにより、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会が実現するとされています。

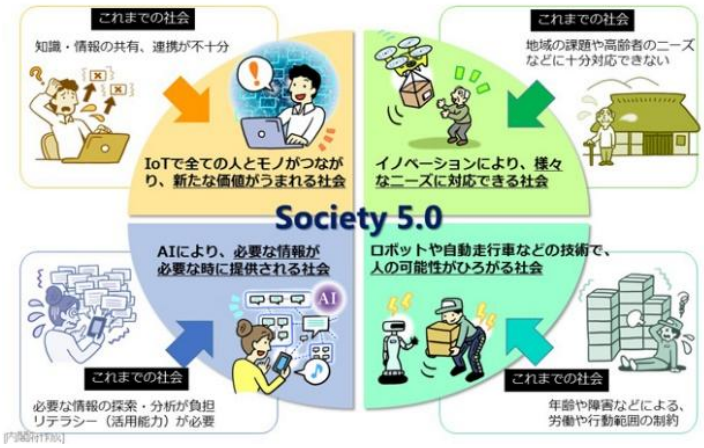

出典：内閣府ホームページ（https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/）を参考に編集

（注 13）IoT

Internet of Things の略。あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術であり、日本語ではモノのインターネットと訳される。

（５）情報セキュリティ

スマートフォンやタブレットなどの、ICT の目覚しい発展により、いつでもどこでもインターネットでつながり、私達の生活が快適なものとなっている中、不正侵入、ウィルス攻撃、データ改ざんなどのサイバー攻撃の被害が増しています。

特に、個人ではクレジットカード情報の不正利用による被害、組織では標的型攻撃に伴う情報流出による被害、個人・組織の双方ではランサムウェア[注 14]による被害が発生しています。

自治体では、平成２７年（2015 年）５月の日本年金機構保有個人情報流出事件を受けて、セキュリティの抜本的対策を行い、自治体情報セキュリティクラウド等の対策が実施されました。ICT の利活用を推進していくためには、自治体や企業等において、リスクに応じた情報セキュリティ対策を実施していく必要があります。

（注 14）ランサムウェア

感染したパソコンをロックしたり、ファイルを暗号化したりすることによって使用不能にした後、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求する不正プログラム。

２．国の動向

新型コロナウイルスの対応において、地域・組織間で横断的にデータを有効活用することができず、諸外国と比較して、日本のデジタル化の遅れがクローズアップされることとなりました。こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、制度や組織の在り方等をデジタル化に併せて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

こうした認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和２年１２月２５日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が掲げられました。

その中で、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要であり、自治体の DX 推進に大きな期待がかけられているとともに、自治体に対して、デジタル技術やデータを利活用して、住民の利便性向上を図ること、また、AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげることなどが求められています。

さらに、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM 等により、自らの行政の効率化・高度化を図り、加えて、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等の創出を促し、我が国の持続的かつ健全な発展、国際競争力の強化につなげていくことが重要だとしています。

これを受け、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和２年１２月２５日閣議決定）における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめ、「自治体 DX 推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくこととしています。

また、デジタル庁においても、国全体として、人口減少と少子高齢化による担い手不足が深刻化する中、AI を課題解決に必要不可欠なツールとして位置づけ、その中でも特に、生成 AI[注15] の活用促進が重要であるとの考えから、全省庁向けの統一的な生成 AI（ガバメント AI）の構築を進めており、日本語の語彙や行政文書特有の記述様式等に適合した、国内企業や国内研究機関が携わる国産の大規模言語モデル（LLM）[注16] の開発とも併せ、将来的にこれらの取組みを地方にも展開することで、行政 DX 全体の底上げを図ることとしています。

（注 15）生成 AI

既存のデータを学習し、テキストや画像、音声など、新しいコンテンツを自動的に作り出す人工知能技術のこと。

（注 16）大規模言語モデル（LLM）

Large Language Model の略。大量のテキストデータを学習し、自然な文章を作成したり、理解したり、次に続く言葉を予想する仕組みのこと。

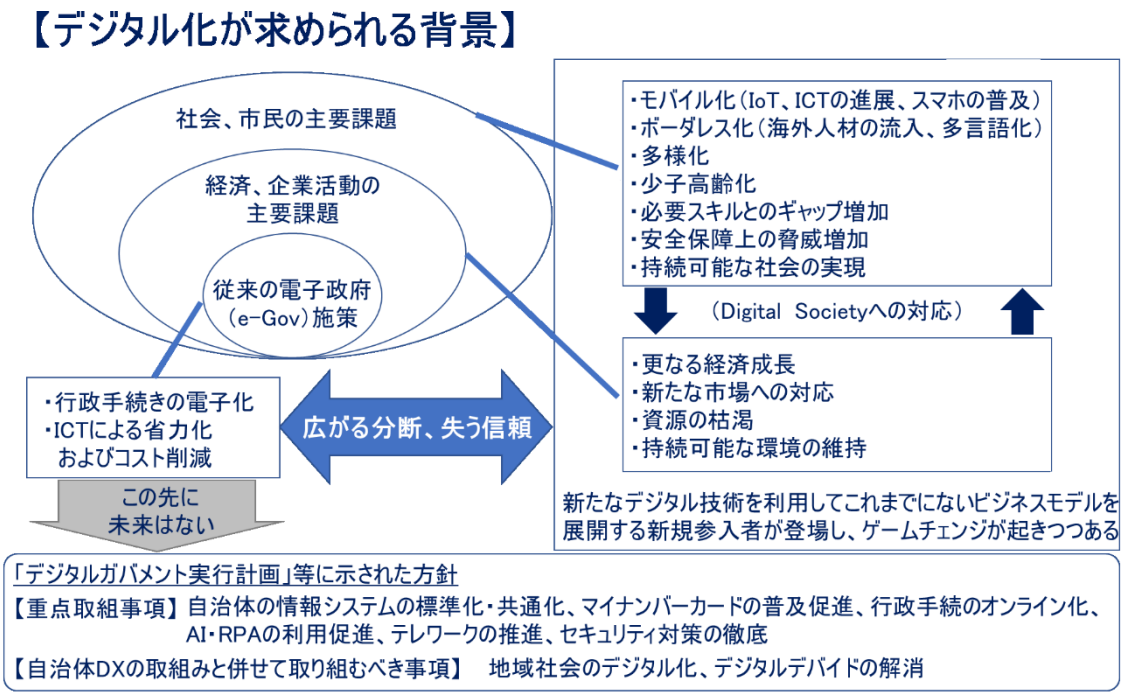

出典：政令市中核都市特別区 CIO フォーラム資料を参考に岩沼市デジタル化推進室で作成

（１）自治体情報システムの標準化・共通化

自治体の情報システムは、これまで各団体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各団体が個別に対応せざるを得ず、負担が大きくなっています。また、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、各自治体のシステム機能が標準化されていることが望まれます。このような状況を踏まえ、国は全国の自治体に対して、住民記録、地方税、福祉など基幹系２０業務システムについて、令和７年度（2025 年度）までに、標準準拠システムへ移行することを義務付けました。

しかし、一部の自治体でシステム改修の遅延が見込まれていることなどから、国へ届出をした市町村に限り、移行経費を含め、令和１２年度（2030 年度）まで支援を延長することとしました。

（２）マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができる、デジタル社会の基盤となるものであり、国はほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、普及の加速化等を強力に推進していくこととしています。

また、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、出張申請受付などの積極的な実施により申請を促進するとともに、臨時交付窓口の開設、土日開庁のさらなる実施などにより、交付体制を充実させることとしています。

（３）自治体の行政手続のオンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和４年度(2022 年度)より、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする取組みを進めてきました。具体的には、マイナポータルの UX[注 17]・UI[注 18]の抜本改善に加え、全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、自治体のシステム改修等の支援を行いました。

（注 17）UX

User eXperience（ユーザーエクスペリエンス）の略。ユーザーが製品やサービスを利用することによって受ける使い心地や印象のこと。UX を向上させることで製品やサービスの品質向上につながるとされる。

（注 18）UI

User Interface（ユーザーインターフェース）の略。Interface（インターフェース）は接点の意味であり、コンピューターとユーザ（人間）の間にあって、情報をやり取りする仕組みのこと。

（４）自治体の AI・RPA[注 19]の利用推進

総務省が行った令和２年（2020 年）２月末時点の調査[注 20]によれば、AI は、180 団体が導入済みであり、導入割合は都道府県が 68.0 パーセント、政令市が 50.0 パーセント、その他市区町村が８.0 パーセントとなっています。RPA は、180 団体が導入済みであり、導入割合は都道府県が 49.0 パーセント、政令市が 45.0 パーセント、その他市区町村が 9.0 パーセントとなっています。AI・RPA のいずれかを導入している団体は、277 団体であり、人口規模の大きな団体から導入が進んでいる状況です。

AI や RPA などのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で行政サービスを提供し続けていくために、今後積極的に活用を促していくこととしています。

（注 19）RPA

Robotic Process Automation（ロボティックプロセスオートメーション)の略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業若しくはより高度な作業を、AI や機械学習などの認知技術を活用して、人間の代わりに作業させる取組み。

（注 20）総務省「地方自治体における AI・RPA の実証実験・導入状況等調査」

（５）テレワークの推進

コロナ禍で注目を浴びたテレワークは、ICT を活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもあります。また、ICT の活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されます。しかし、令和元年度（2019 年度）末における総務省の調査によれば、都道府県・政令市では 86.6 パーセントがテレワークを導入している一方で、市区町村においては 3.0 パーセントにとどまっている状況です。

今後も自治体に対して、国が提供するテレワーク導入事例や「地方公共団体における情報

セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を参考に、テレワーク導入・活用に積極的に取り組むことを推奨し、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化による業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務の拡大に取り組むことを求めていくこととしています。

（６）セキュリティ対策の徹底

平成２７年（2015 年）以降に実施された、いわゆる「三層の対策[注 21]」により情報セキュリティ対策の抜本的強化が図られましたが、行政手続のオンライン化、テレワーク、クラウド化など新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的とした見直しを行い、令和２年（2020 年）１２月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定しました。

自治体は、新たなガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、例えば、都道府県単位で導入している自治体情報セキュリティクラウドでは、インターネットへの接続口とセキュリティ対策を集約化し、同じ都道府県下の自治体がセキュリティの格差なく、安全にインターネットを利用できる仕組みを整備するなど、セキュリティ対策の徹底を図ることとしています。

出典：総務省ホームページ

（注 21）三層の対策とは、自治体の「個人番号及び個人情報を利用する業務」、「自治体を維持するための業務」、「インターネットの接続を必要とする業務」の３つの業務を行う領域について、それぞれ分離することでセキュリティ性を高めることとした。

３．県の動向

令和２年（2020 年）９月１４日、宮城県は都道府県として初めて「デジタルファースト宣言」を行い、県としても、行政、産業、教育など、あらゆる分野におけるデジタル技術活用の重要性を踏まえ、官民を挙げたデジタル化推進の取組み姿勢を示しました。

デジタルファースト宣言は、デジタル化に関する県の政策を力強く推進することについて、決意を表明するものであり、新・宮城の将来ビジョンやみやぎ情報化推進ポリシー（2021 年～2024 年）に基づいて各種施策を力強く牽引してきました。

また、令和７年４月１日（2025 年）、急激な社会情勢の変化に対応しながら、更に県政の発展を目指す趣旨のもと、これまで取り組んできたデジタル化の取組を DX へと発展させた「みやぎ DX 推進ポリシー」(2025～2027)が策定されています。

みやぎ DX 推進ポリシーは、新・宮城の将来ビジョンに掲げる将来像の実現を下支えするため、分野横断的に DX 推進の基本方針を示すものとされ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例に定められている「情報通信技術を活用した行政の推進に関する計画」や、官民データ活用推進基本法に定められている「都道府県官民データ活用推進計画」として位置付けられており、以下の３つを DX 推進の柱として掲げています。

【宮城県の DX 推進３本柱】

（１） 暮らしの DX
（２） 産業・地域の DX
（３） 行政の DX

さらに、それぞれの柱に基づいて DX に取り組むことで、便利で快適な生活基盤を確保して県民が安心していきいきできる暮らしを実現するとともに、将来に渡って持続的に発展する活力ある宮城を目指していくこととしています。なお、DX 推進３本柱における各分野ごとの取組方針は、以下の通りです。

【宮城県の分野ごとに取り組むべき方針】

DX 推進の柱	取組方針
（１）暮らしの DX	○子育て支援 ○教育の充実 ○社会参画の促進 ○文化振興・生涯学習・スポーツ振興 ○医療・福祉の充実 ○安全安心の確保
（２）産業・地域の DX	○中小企業支援 ○雇用の確保・産業人材の育成

	○農林水産業の振興 ○観光・商業の振興 ○移住定住・地域振興 ○環境保全・エネルギー ○インフラ管理
（3）行政の DX	○市町村との連携 ○デジタル人材の育成 ○行政手続のオンライン化･キャッシュレス化 ○マイナンバーカードの普及・利活用 ○環境整備・情報セキュリティ対策 ○働き方改革・業務効率化 ○情報システム最適化・データ利活用

これらの DX 推進の柱と取組方針を踏まえて、あらゆる分野で県政全体の DX をより一層加速させるものとして、特に重点的取組みとして、マイナンバーカードの利活用拡大、行政手続のオンライン化・キャッシュレス化の促進、生成 AI などの先進的技術の積極的な利活用を掲げています。

第３章 岩沼市におけるデジタル化に向けた基本方針

デジタル化に係る社会情勢、国・宮城県の動向、本市の現状・課題を踏まえ、市政の基盤となるデジタル化政策を推進し、着実かつ積極的にデジタル基盤の整備・強化に取組みます。また、国が令和２年（2020 年）１２月に策定した「自治体 DX 推進計画」において示されている地方公共団体が取り組むべき事項・内容についても、本計画の中で取り組んでいきます。

なお、基幹系２０業務システム標準化については、ベンダーの人的リソース逼迫などに伴う、ベンダー都合の大幅なスケージュール遅延が見込まれていることから、パートナー変更も視野に入れ、コストの最適化と早期完了を目指すものとします。

１．デジタル化の方向性

自治体のデジタル化とは、「市民サービスの向上を主な目的として、デジタルを用いて新しい価値を生み出したり、仕組みを変えること」であることを踏まえ、以下の３つの視点に基づいたデジタル化により、「ひとが集い 輝くまち いわぬま」の実現を目指します。

①市民サービスの利便性向上
②新たな価値の創造・共創
③全市民への恩恵享受

２．サスティナブル（持続可能）なデジタル化の推進

国が求める基幹系２０業務システムの標準化において、スケジュール遅延が見込まれていることから、令和１０年度（2028 年度）をデジタル化達成年度に設定し、デジタル化に必要な基盤の整備を目指します。しかし、デジタル化の実現は一朝一夕にはいかないため、

（第１ステップ）デジタル化の準備
・・・令和３年度（2021 年度）～令和４年度（2022 年度）
（第２ステップ）デジタルの活用
・・・令和５年度（2023 年度）～令和９年度（2027 年度）
（第３ステップ）デジタル文化の定着
・・・令和１０年度（2028 年度）

の３ステップによりデジタル化に取り組むこととし、最終年度となる令和１０年度（2028 年度）には、データが集まる仕組み、データを活用する仕組み、職員が職員でなければできない業務に集中できる仕組みを確立させ、EBPM 等を通じた、行政サービス全体の付加価値の創造、市民にとってより利便性の高い行政サービスを持続的に提供可能な仕組みの確

立を目指します。また、デジタル弱者への影響も十分考慮し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進します。

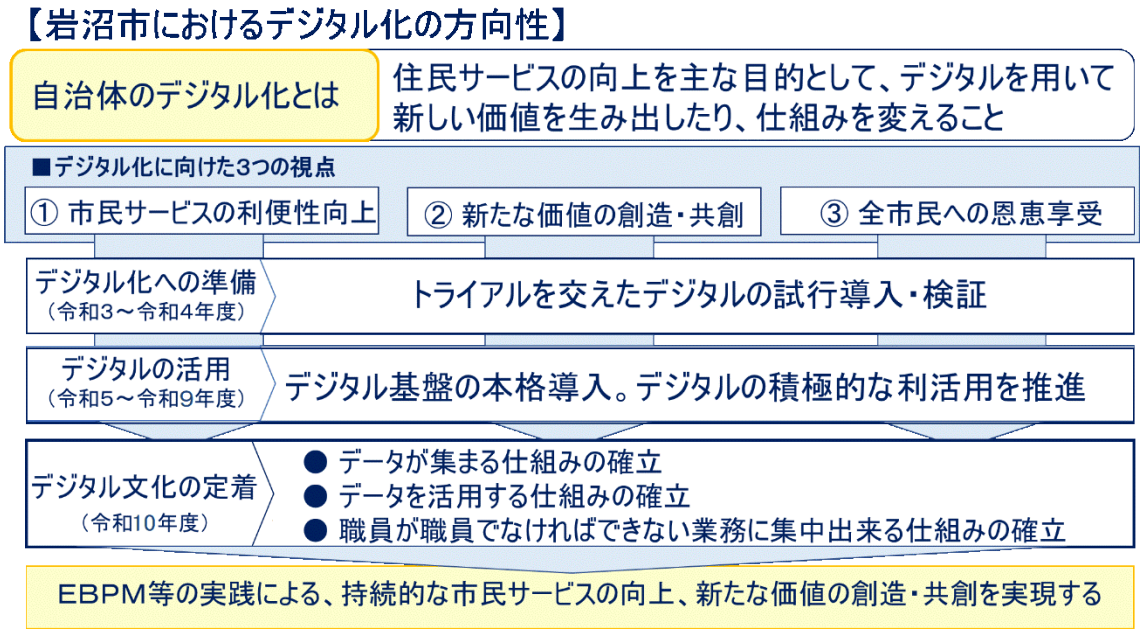

第４章 岩沼市のデジタル化への取組み

デジタル化は、市民の利便性・満足度を向上させるとともに、行政運営の効率化をもたらすなどの大きな効果が期待できる一方、デジタル化の実現のためには、３つの視点に基づく以下の取組みについて、業務担当部門間の相互な連携により対応していきます。

１．市民サービスの利便性向上

（１）行政手続のオンライン化

【現状】

本市では、令和元年（2019 年）１０月１日から、マイナンバーカードを利用して各種証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」を開始しました。

コンビニ交付サービスでは、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書、戸籍の附票の写し、戸籍全部（個人）事項証明書について、全国のコンビニエンスストア（マルチコピー機が設置されている場所）で、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）を提示し、手数料を支払えば、利用時間内（６時３０分から２３時、１２月２９日から１月３日まで及びメンテナンス期間を除く。）に、いつでも交付を受けることができるようになっています。

また、eLTAX[注22]による法人市民税、個人住民税、固定資産税の申告、市民図書館の図書貸出予約はオンライン申請に対応しているものの、依然として対面や書面による手続が多く存在しています。

【方向性】

特に市民の利便性向上に資するとされる、子育て関係（１５手続）[注23]、介護関係（１１手続）[注24]、被災者支援（罹災証明書の発行申請）、引っ越し（転出届・転入予定連絡）、選挙の不在者投票用紙等の請求の２９手続については、令和４年度（2022 年度）末から、マイナポータル[注25]を通じマイナンバーカードを利用してオンライン申請が可能となるよう、優先してオンライン化を図りました。その他の行政手続についても利用者の視点に立ち、電子契約の活用も視野に、法的、事務的に可能なものは、全てオンラインで手続ができるよう進めていきます。

また、市民にとって、どのような場合に、何の手続が必要かなど、わからないことがあるため、AI チャットボット[注26]等を利用し、会話形式で回答を導けるようにするなど、市民の利便性向上に向け、電子相談の導入について調査研究をしていくとともに、広報紙やホームページ、SNS 等を通じて PR を図り、利便性の向上に努めていきます。

工程表	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）
	子育て・介護関係手続きのオンライン化推進、市民窓口のDX化							
	全行政手続きのオンライン化推進（オンライン申請が可能な行政手続きの見極め、阻害要因の課題解決、ルール整備・BPR含む）							

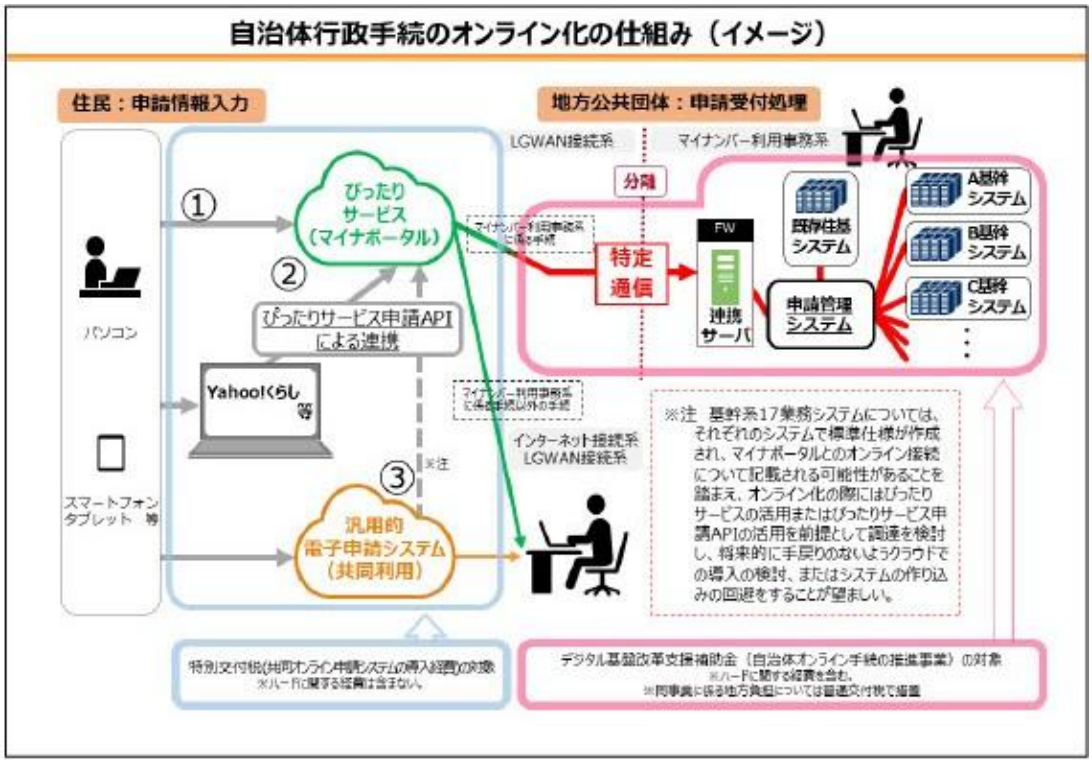

（注 22）eLTAX（エルタックス）

地方税ポータルシステムの略。地方税における手続について、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

（注 23）子育て関係１５手続は以下のとおり

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当等の額の改定の請求及び届出、氏名変更／住所変更等の届出、受給事由消滅の届出、未支払の児童手当等の請求、児童手当等に係る寄附の申出、児童手当に係る寄附変更等の申出、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出、児童手当等の現況届、支給認定の申請、保育施設等の利用申込、保育施設等の現況届、児童扶養手当の現況届の事前送信、妊娠の届出

（注 24）介護関係１１手続は以下のとおり

要介護・要支援認定の申請、要介護・要支援更新認定の申請、要介護・要支援状態区分変更認定の申請、居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、介護保険負担割合証の再交付申請、被保険者証の再交付申請、高額介護(予防)サービス費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請、住所移転後の要介護・要支援認定申請

（注 25）マイナポータル

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索及びワンストップでのオンライン申請、行政機関からのお知らせを受け取ることができる、政府が運営するオンラインサービス。

（注 26）チャットボット

人工知能を活用した自動会話プログラム。

（２）マイナンバーカードの普及

【現状】

平成２９年（2017 年）１１月から、異なる行政機関の間でマイナンバーにより生成された符号をもとに情報連携が開始され、本市でもこれまで市民が行政の各種手続で提出する必要があった書類を省略できるようになりました。

本市の現状として、マイナンバーカードの普及率は約 80.0 パーセントであり、全国平均 78.4 パーセント（令和 7 年 4 月 30 日時点）をやや上回っている状況です。

【方向性】

マイナンバーカードの普及を推進するために、住民票などの証明書コンビニ交付の推進と併せ、行政手続のオンライン化の一環の中で、マイナポータルからマイナンバーカードを利用して、市民が窓口に来なくてもオンライン申請だけで完了できる手続の拡充を進めていきます。

また、国の実証事業の動向等を注視し、マイナンバーカードの多機能化として、行政機関及び民間事業者等に対する引越しや死亡・相続に伴う手続を一括で行うことが可能となるような「引越しワンストップサービス」や「死亡・相続ワンストップサービス」、被災者支援制度における各種手続が行える「被災者支援ワンストップサービス」等についても導入に向けた検討をしていきます。

工程表	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）
	マイナポータルを活用したオンライン申請の導入							
	マイナンバーカードを利用した、各種ワンストップサービスの導入							

２．新たな価値の創造・共創

（１）自治体情報システムの標準化・共通化への対応

【現状】

現行の住民情報系システムについては、平成２９年度（2017 年度）から運用を開始しており、制度改正の都度、システムの改修を実施してきました。

国の方針として、令和７年度（2025 年度）を目標年度として、「Gov-Cloud」[注 27] を活用し、自治体業務のうち、基幹系２０業務（住民基本台帳、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、児童手当、児童扶養手当、健康管理、生活保護、就学、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、印鑑登録、戸籍、戸籍附票）システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行が示されておりましたが、本市では、メインベンダーを中心とした半数以上の業務システムについてスケジュール遅延が発生しており、それらについて、国へ特定移行支援システムとして届出を行っている状況にあります。

【方向性】

このような中、標準化・共通化を早期に完了すべく、令和９年（2027 年）９月を標準化対応期限に設定し、ベンダーの人的リソース再配置や作業工程の見直しなど、期限までに標準化仕様に準拠した業務システムへの切替え完了を目指します。

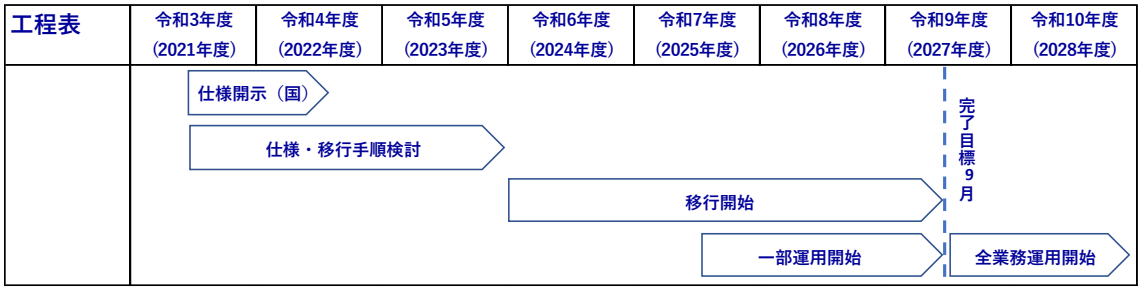

（注 27）Gov-Cloud（ガバメントクラウド）

政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスに利用環境。早期に整備し、運用を開始することとされている。

（２）行政内部事務効率化（市役所のデジタル化）の推進

【現状】

AI や RPA の試行導入により、庁内のデジタル化、業務効率化に向けた取組みを始めていますが、一部の部署での活用に留まっており、依然として市役所内部での各種起案や伝票等の決裁、供覧など、書面や対面を前提とした業務プロセスが多く存在しています。このため、蓄積された各種データを職員間で共有し、相互に利活用を図ることができていません。

【方向性】

今後、統計や業務データなど、客観的な証拠に基づく政策形成を促していくために、職員が率先して課題を見つけ、現場の実務に即したゴール設定や課題解決に導ける ICT 環境づくりを進めていきます。

併せて、職員が、市民への直接的なサービス提供や職員でなければできない企画立案業務に特化できるよう、AI や RPA を適用する対象業務を広げ、業務プロセスの見直しや業務の自動化をさらに進めることで、業務の効率化や正確性の向上、職員の負担軽減を図っていきます。

また、庁内情報ネットワークシステムの全体最適化の一環として、今後更新を迎えるパソコン端末及びネットワークシステムの調達に合わせ、ローカル５Ｇ[注 28]又は Wi-Fi６[注 29]等を活用した超高速無線 LAN や SD-WAN[注 30]などの最新の ICT 技術により市役所内の情報通信基盤を強化し、ペーパーレス会議やテレワークなど市役所内外とのコミュニケーションのデジタル化により、職員が市民と接する機会の創出と質の高い市民サービスの提供を図っていきます。

工程表	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）
	無線LAN導入、ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝのデジタル化導入			デジタル業務の定着化推進				
	業務プロセスの見直し、AI・RPA等を活用した業務改革（BPR）							

（注 28）ローカル５Ｇ

通信事業者が提供する５Ｇサービスに対し、自治体や企業が主体となって５Ｇサービスを提供するもの。

（注 29）Wi-Fi６

従来の Wi-Fi 規格に比べ効率性、柔軟性、拡張性が強化され、次世代アプリケーションに対応できるよう、通信速度の高速化と大容量化が図られた、次世代の Wi-Fi 規格。

（注 30）SD-WAN

Software Defined-Wide Area Network の略。ネットワークをソフトウェアで制御する技術を用い、拠点間接続やクラウド接続などにおいて柔軟なネットワーク構成やトラフィックコントロールなどを実現する技術やサービス。

（３）自治体クラウドの推進

【現状】

自治体クラウドとは、自庁舎ではなく外部のデータセンターにおいて、ネットワークを経由して複数の自治体の情報システムを集約し、共同で利用するものです。

自治体クラウドを導入すると、システムの構築や管理にかかるコストの削減、集中監視による情報セキュリティ水準の向上、庁舎が被災した際の業務停止リスクの低減などが期待されますが、本市では未導入となっています。

【方向性】

国が進めている「自治体 DX 推進計画」において、「Gov-Cloud」の利用を前提に、「自治体情報システムの標準化・共通化」など、デジタル社会構築に向け、「地方公共団体の効率的なデジタル化の推進」や「情報システムに係るコストの削減」の観点から「システム等の共同利用」への取組みが求められています。

このような状況を踏まえ、本市においても、将来において自治体クラウドの導入にシフトしていくことを視野に入れ、対応していくこととします。

工程表	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）
	自治体クラウドへの移行検討		自治体クラウドの導入推進					

（４）中間標準レイアウト仕様の活用

【現状】

中間標準レイアウト仕様は、業務システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行するデータの標準的な形式を定めたレイアウト仕様です。

中間標準レイアウト仕様を活用することにより、自治体においては、システム更改時における円滑なデータ移行やコストの削減が期待されています。

自治体の業務のうち、２３業務（住民基本台帳、印鑑登録、住登外管理、戸籍、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、介護保険、収滞納管理、障害者福祉、子ども・子育てサポート、児童手当、健康管理、生活保護、就学、選挙人名簿管理、文書管理、財務会計、人事給与）の情報システムについて中間標準レイアウト仕様が公開されています。

【方向性】

今後、システム更改においては、調達要件として、中間標準レイアウト仕様を活用したデータ移行を行うよう、仕様書への記載を進めていきます。

（５）情報セキュリティ対策の強化

【現状】

地方公共団体は、住民の個人情報や企業の経営情報などを多数保有していることから、情報セキュリティ対策を講じたうえで、それら情報資産を適切に管理する必要があります。

また、個人情報を含む機密情報の取り扱いについては、職員一人一人の情報セキュリティ知識の維持と自覚を促すことはもちろんのこと、情報漏洩をしない、させないといった組織レベルでの取組みが必要です。本市においても平成３１年（2019 年）３月に情報セキュリティ基本方針を定め、e-ラーニング等を活用した職員研修を定期的に実施しています。

【方向性】

巧妙化・多様化するサイバー攻撃の脅威から身を守るため、組織内外におけるセキュリティ対策の強化を行い、市民から預かった大切な情報資産を確実に保護し、機密性、完全性及び可用性[注31]のもと、安全な行政サービスの提供に努めます。

また、組織幹部を含め全職員に情報資産を利用する上での情報リテラシー教育を行い、組織内における情報セキュリティに関する意思統一を図るほか、情報システム担当職員やデジタル化リーダーを中心に、国が主催するサイバーセキュリティセミナーに参加するなど、インシデントに対して組織的に対応するスキルを養います。

デジタル化は、データの利活用が前提となるため、組織全体として、これまで以上に情報セキュリティに対する高い意識と問題意識を持ち続けることが必須となります。引き続き職員研修の継続と適宜見直しを図り、セキュリティレベルの維持・向上に努めます。

工程表	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）
	職員研修実施	職員研修実施	職員研修実施	職員研修実施	職員研修実施	職員研修実施	職員研修実施	職員研修実施
	セキュリティレベルの評価／見直し							

（注 31）機密性、完全性及び可用性
情報セキュリティの三要素と言われるもので、セキュリティ対策が実施され、情報が正確であり、適切に利用可能であること。

３．全市民への恩恵享受

（１）デジタルデバイドの解消

【現状】

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報格差（デジタルデバイド）解消対策として、市関連施設において Wi-Fi 環境を整備し、市民がインターネットを利用して情報を入手しやすい環境の整備を進めています。しかし、そもそもデジタルを使いたくても使いこなすことができないデジタル弱者に対する対応が課題となっています。

【方向性】

誰も取り残されない形で全ての市民にデジタル化の恩恵を行き渡らせるため、デジタル弱者に対し、身近な場所で相談や学習を行える機会の創出を推進していくとともに、引き続き、市関連施設への Wi-Fi 環境整備を進めていきます。

工程表	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）
	希望する市民が身近な場所で相談や学習が行える環境を整備（フリーWi-Fiの整備、ICT学習環境の充実）							

（２）地域社会のデジタル化

【現状】

デジタル化のメリットを目に見える形で実現するため、企業、NPO 法人、市民等と連携し、デジタルを活用した地域課題の解決を進めており、農業分野においてスマート農業のモデル的な取組みを推進しています。しかし、農業以外の分野へのデジタル化は、まだ検討段階となっています。

【方向性】

教育、医療、子育て、防災、観光、農業等の分野において、AI や IoT の導入・活用による地域課題の解決、地域経済の活性化が期待されていることもあり、５G をはじめ、最新の IoT 技術の動向を見極め、多分野における積極的なデジタルの活用に取り組んでいきます。

工程表	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）
	観光、防災、農業等の分野へのデジタル実装検討			デジタル実装の見極め				

（３）オープンデータの取組み

【現状】

オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な形で公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの利用を可能とするもの」です。

官民データ活用推進基本法（平成２８年法律第１０３号）において、国及び地方公共団体は、オープンデータに取り組むことが義務付けられました。オープンデータへの取組みにより、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。

【方向性】

スマートフォン、タブレット端末、SNS の普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている中、自治体が保有する公共データを、市民や企業にとって利用しやすい形で公開することが求められています。

引き続き、今後も API[注32]を意識した CSV ファイル等の機械判読に適したデータや推奨データセット[注33]に準拠したデータを公開するなど、市全体でオープンデータの取組みを推進していきます。

また、市役所内においても、国や県など他の行政機関や民間事業者が持つオープンデータの積極的な利活用を推進するため、ルール（目的、期間、管理体制）、ツール（データ共有や可視化手段）、風土（活用意識、人材育成、ノウハウ）等の環境整備を図り、EBPM の実現につなげていきます。

（注 32） API

Application Programing Interface の略。汎用性の高い機能を外部から手軽に利用できるように提供する仕組みこと。

（注 33）推奨データセット

オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。

（４）防災・地域振興アプリ（ポケットサイン）の活用

【現状】

東日本大震災の発生時に、避難者支援策のアプローチ方法がアナログ中心であったことで、本市において誰がどの避難所に避難しているかの状況把握に時間を要したことや、避難所毎に必要とされている救援物資を的確に把握することができなかったことなど、従前の対応方法が課題となっていた。

【方向性】

宮城県が整備を進めている「ポケットサイン」アプリを活用することで、大規模災害時における市民の避難状況の把握や、避難所毎の特徴把握が短時間で可能となるなど、避難者支援における課題解決が期待されます。

また、防災機能に特化するだけでなく、平常時においても、市政情報を素早く届けることが可能となる広報アプリ機能や、地域活性化を目的としたポイントアプリ機能を有するなど、市民の利便性向上に繋がる多様なミニアプリ機能が実装されていることから、ＤＸの視点においても大変有意義なものであると捉えており、本市としても積極的な利活用を検討していきます。

工程表	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）
				ミニアプリ機能の見極め				
				利活用の検討・実装				

第５章 着実な推進に向けて

１．推進体制の整備

今後のデジタル化の推進に当たっては、既存の業務手順や業務そのものの見直しなど、仕事の仕方を変えていくだけにとどまらず、場合によっては組織・人事の仕組み、組織文化・風土の変革も必要になります。そのため、この計画を推進していくためには、情報政策や行政改革を担当する政策部や総務部が中心となり、各業務担当部門との連携・協力のもと、デジタル化に向けた全庁的かつ組織横断的な推進体制の構築が求められます。

本市においては、下図のとおり、市長を本部長とする「岩沼市デジタル化推進本部」を設置し、総合的かつ戦略的にデジタル化を推進します。

また、各部課等で指名されたデジタル化リーダーが、課題解決に向けて積極的に取り組むことができるよう環境を整えるとともに、自治大学校や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）などが主催しているデジタル人材育成研修等の活用により、デジタル人材の確保や育成に努めます。

なお、推進体制については、デジタル化の進展に合わせ適宜見直しを図ります。

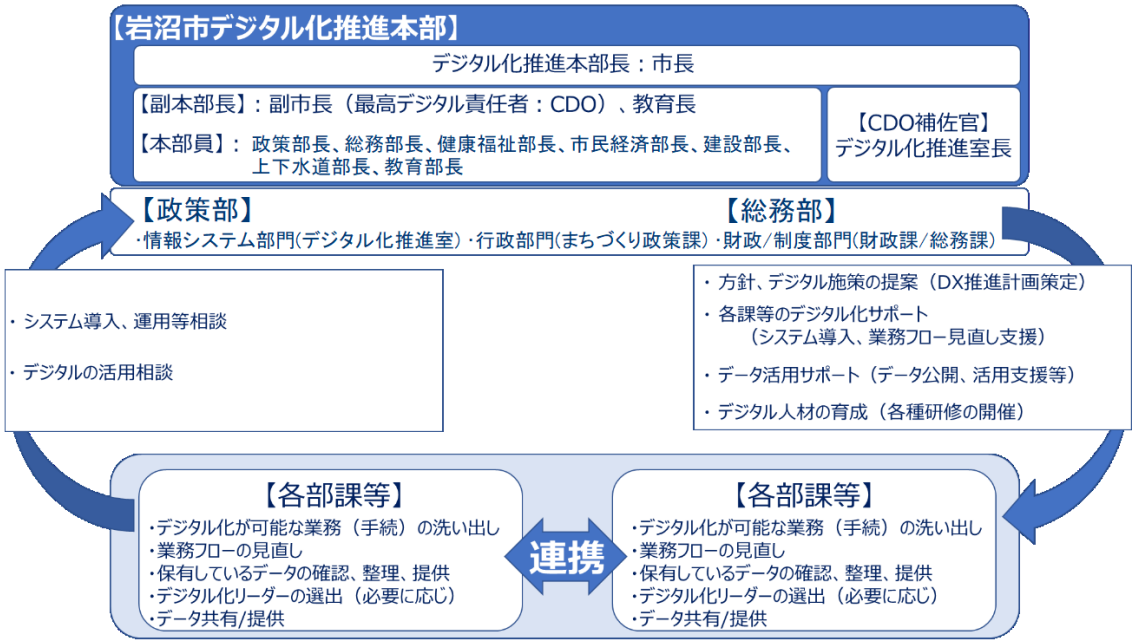

２．デジタル化推進計画の進行管理

デジタル化に向けては、今後も進歩する ICT 環境の状況を踏まえ、社会情勢や技術動向等の急激な変化にも対応し、計画自体を常に最新化していくことが求められます。

計画の進行管理については、OODA ループ手法によって、変化の状況を観察し、迅速かつ的確に判断し、臨機応変に対応していくこととします。